

推薦入会規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第3条に基づき推薦による入会について定める。

2. 被推薦者の資格

(1) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりアルペンスキー・ステージⅣとして入会することができる。

- イ. 国際スキー教師連盟（以下「I S I A」という）加盟国の会員で、当該国の最高位の資格を有する者
- ロ. 公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という）指導員で実務経験 5年以上の者
- ハ. 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という）「公認スポーツ指導者制度」における「スキー上級教師」で実務経験 5年以上の者
- ニ. アルペンスキー競技における、国際スキー連盟（以下「F I S」という）公認ワールドカップ・世界選手権・オリンピック出場経験者
- ホ. 理事会で認めた学識経験者
- ヘ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

(2) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりアルペンスキー・ステージⅢとして入会することができる。

- イ. I S I A加盟国の会員で3段階以上の資格を定める当該国の上位2番目の資格を有する者
- ロ. 全日本スキー連盟準指導員で実務経験 3年以上の者
- ハ. 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度における「スキー教師」で実務経験 3年以上の者
- ニ. アルペンスキー競技における、F I S公認・全日本A級公認競技会において、3回以上の入賞（6位以内）の成績を収めた者
- ホ. 推薦理事判断の下、フリースタイル競技・クロスカンントリー競技で、F I S公認・全日本A級公認競技会において、3回以上の入賞（6位以内）の成績を収めた者
- ヘ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

(3) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりアルペンスキー・ステージⅡとして入会することができる。

- イ. I S I A加盟国の会員で当該国の上位3番目の資格を有する者
- ロ. 上位3番目の資格が存在しない場合は上位2番目の資格を有する者
- ハ. 前項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

(4) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりスノーボード・ステージⅣとして入会することができる

- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の最高位の資格を有する者
- ロ. 全日本スキー連盟公認スノーボード指導員で実務経験 5年以上の者

- ハ. 日本スノーボード協会（以下「J S B A」という）公認A級インストラクターで実務経験 5年以上の者
 - ニ. スノーボード全競技における、F I S公認ワールドカップ・世界選手権・オリンピック出場経験者
 - ホ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者
- (5) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりスノーボード・ステージⅢとして入会することができる
- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の上位 2 番目の資格を有する者、または当該国が認めるスノーボード団体の最高位の資格を有する者
 - ロ. 全日本スキー連盟公認スノーボード準指導員で実務経験 3年以上の者
 - ハ. J S B A公認B級インストラクターで実務経験 3年以上の者
 - ニ. スノーボード全競技における、F I S公認・全日本A級大会、J S B A全日本・G1公認競技会において、3回以上の入賞（6位以内）の成績を収めた者
 - ホ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者
- (6) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりスノーボード・ステージⅡとして入会することができる。
- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の上位 3 番目の資格を有する者、または当該国が認めるスノーボード団体の 2 番目の資格を有する者
 - ロ. J S B A公認C級インストラクターで実務経験 3年以上の者
 - ハ. 前項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者
- (7) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりテレマークスキー・ステージⅣとして入会することができる
- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の最高位の資格を有する者
 - ロ. テレマークスキー競技における、F I S公認ワールドカップ・世界選手権で 6位以内の入賞経験者
 - ハ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者
- (8) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりテレマークスキー・ステージⅢとして入会することができる
- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の上位 2 番目の資格を有する者、または当該国が認めるテレマークスキー団体の最高位の資格を有する者
 - ロ. テレマークスキー競技における、F I S公認ワールドカップ・世界選手権出場経験者
 - ハ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者
- (9) 次の各項に該当する者は、理事会の議決によりテレマークスキー・ステージⅡとして入会することができる。
- イ. I S I A加盟国の会員で、当該国の上位 3 番目の資格を有する者、または当該国が認めるテレマークスキー団体の 2 番目の資格を有する者
 - ロ. 上位 3 番目の資格が存在しない場合は上位 2 番目の資格を有する者
 - ハ. 日本テレマークスキー協会公認指導員で実務経験 3年以上の者
 - ニ. 前項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

3. 推薦者の資格と義務

前 5項の該当者を正会員として推薦しようとする者は、次の各項の要件を満たしていなければならない。

- (1) 正会員としての義務をはたしていること
- (2) 被推薦者が入会后不適切な言動があった場合、連帯責任者となること

4. 入会申込手続

被推薦者の資格を有する入会希望者は、次の各項の書類を会長宛に提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 理事を含む正会員 2名以上の推薦者の自筆による推薦状
- (2) 自筆による入会願い
- (3) 自筆による履歴書
- (4) 自筆による（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）歴
- (5) 証明書用写真 2枚（2.5 センチ×3センチ）
- (6) 資格を証明する書類のコピー

5. 入会条件

協会が定める会員研修の所定の単位を履修すること。

6. 入会金及び会費

所定の手続きを終了した者は、入会金と入会が決定される日の属する年度の会費を添え、協会に納入しなければならない。

(1) 入会金

| | |
|--------------------------------|---------|
| ステージⅣ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 35,000円 |
| ステージⅢ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 25,000円 |
| ステージⅡ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 20,000円 |

(2) 会費

| | |
|--------------------------------|---------|
| ステージⅣ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 15,000円 |
| ステージⅢ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 13,000円 |
| ステージⅡ（アルペンスキー、スノーボード、テレマークスキー） | 11,000円 |

7. 入会の決定

前各項の要件を満たした者は理事会の議決を経て、入会をすることができる。

8. 外国籍者

外国籍を有する者は、別途理事会で審査する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成29年 1月20日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年11月16日から施行する。

但し、6項(2)の年会費は第41期分から適用する。